

報告第36号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の  
専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和4年11月16日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の  
専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された  
損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に  
より報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	埼玉県上尾市藤波 三丁目所在 法人	事故日：令和4年6月5日 場 所：杉並区下井草一丁目  ・東原中学校で開催された野球大会中にボールが防球フェンスを越え、近隣に駐車していた車両に当たり、損傷を与えた。  (教育委員会事務局)	260,000円
			令和4年8月1日
2	杉並区和田 二丁目在住 個人	事故日：令和4年6月7日 場 所：杉並区堀ノ内二丁目  ・庁有車で十字路に進入したところ、左から直進してきた相手方車両と接触し、損傷を与えた。  (都市整備部)	126,583円
			令和4年8月8日

3	板橋区清水町在住 個人	事故日：令和4年6月5日 場 所：松ノ木運動場	149,703円
		・松ノ木運動場で行われた野球の試合中にボールが防球フェンスを越え、運動場内駐車場に駐車していた車両に当たり、損傷を与えた。  (区民生活部)	令和4年8月25日
4	杉並区宮前一丁目在住 個人	事故日：令和3年10月2日 場 所：杉並区宮前一丁目	147,400円
		・ごみ収集作業中、清掃車両を後退したところ、民家の塀に接触し、損傷を与えた。  (環境部)	令和4年8月31日
5	杉並区荻窪三丁目在住 個人	事故日：令和4年7月27日 場 所：杉並区荻窪三丁目	2,295円
		・ごみ収集作業中、ごみ排出容器蓋の留め具を紛失し、損害を与えた。  (環境部)	令和4年10月6日
6	世田谷区代沢一丁目在住 個人	事故日：令和4年8月15日 場 所：杉並区高井戸西一丁目	276,518円
		・ごみ収集作業中、清掃車両を後退したところ、駐車中の相手方車両に接触し、損傷を与えた。  (環境部)	令和4年10月11日
7	杉並区天沼二丁目在住 個人	申告日：令和4年2月14日	48,726円
		・住民税の申告に関する事務処理誤りにより、国民健康保険料の減額が適用されない損害を与えた。  (区民生活部)	令和4年10月21日